

## 第2節 道路交通安全の施策

交通事故をなくし道路交通の安全を確保するため、交通安全対策基本法に定められた施策に基づく以下の**9つの柱**により交通安全対策を実施していきます。

- ① 県民一人一人の交通安全意識の高揚
- ② 飲酒運転の根絶
- ③ 安全運転の確保
- ④ 道路交通環境の整備
- ⑤ 車両の安全性の確保
- ⑥ 道路交通秩序の維持
- ⑦ 救助・救急活動の充実
- ⑧ 被害者支援の充実と推進
- ⑨ 交通事故調査・分析の充実

また、対策の実施にあたっては、可能な限り対策ごとの目標を設定するとともに、その実施後において効果評価を行い、必要に応じて改善していきます。

### 【第1の柱】県民一人一人の交通安全意識の高揚

交通事故をなくすためには、県民一人一人が交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践するとともに、交通事故防止は自身の問題として考え、行動することが何よりも重要であることから、交通安全推進隊など交通安全に関する活動への自発的な参加を支援するとともに、交通安全に関する施策や交通事故発生状況等必要な情報を積極的に提供します。

また、特に問題となっている高齢者の交通安全対策、自転車の安全利用、飲酒運転の根絶については関係機関・団体と連携し、強力で推進します。

さらに、参加・体験型の交通安全教育を推進するとともに、普段、交通安全教育を受ける機会の少ない電動車椅子利用者や障害のある人、外国人等に対する交通安全教育にも配慮します。

#### (1) 県民総参加でつくる交通安全の推進

- ① 千葉県交通安全対策推進委員会の活動の推進
  - ア 千葉県交通安全対策推進委員会の活動の強化  
千葉県交通安全対策推進委員会の活動を強化し、各機関・団体がより一層連携するとともに、それぞれが主体となり、各季の交通安全運動をはじめとした交通安全活動を推進します。
  - イ 交通安全県民大会の開催  
千葉県交通安全県民大会を開催し、交通安全に関し功労のあった団体・個人を表彰するとともに、交通安全の重要性を県民に発信し、県民総参加による交通安全活動を図ります。
- ② 交通安全推進隊の整備・支援  
千葉県交通安全条例に基づき、通学路における見守り活動等、交通安

全に関するボランティア活動を行う「交通安全推進隊」を整備します。

また、交通安全推進隊に対し、活動に必要な情報及び物資の提供を行うとともに、研修会を開催するなど、その活動が推進され地域ぐるみの交通安全活動が展開されるよう、市町村、警察及び学校等と連携し積極的に支援します。

③ 交通安全の日における活動の推進

ア 県民一人一人の活動の推進

毎月10日の「交通安全の日」において、家庭、学校、職場等で交通安全について考え、県民が交通安全活動を積極的に実践するよう図ります。

また、自治会等が行う防犯活動と連携・協働して交通安全活動を促進し、地域における交通事故防止を図ります。

イ 関係機関・団体等における活動の推進

関係機関・団体等と連携し、交通安全意識の高揚を目的とした施策を一斉に展開することにより、県民一人一人に交通ルールの遵守と正しい交通マナーの浸透を図ります。

④ 交通安全に関する情報提供の推進

ア 交通安全に関する施策等の情報提供

交通安全への理解を深め、交通安全に関する活動への自発的な参加を支援するため、広報紙やホームページ、SNS等を活用し、交通安全に関する施策等の情報を提供します。

イ 交通事故情報の提供

県民が交通事故の発生状況を認識し、交通安全意識の高揚が図られるよう、交通情報管理システム(※)により集約した交通情報をもとに交通事故分析を行い、身近な地域で発生している交通事故の状況を地図化した「交通事故発生マップ」、人身事故発生件数などを速報する「交通事故発生状況」などをホームページやSNS等を通じて提供します。

⑤ 県民の意見を反映した交通安全の推進

県民への意識調査や県のホームページ等を活用し、広く県民からの意見・要望を交通安全の施策に役立てます。

⑥ 交通安全団体への支援等

ア 交通安全団体の育成支援

a 交通安全協会

(公財)千葉県交通安全協会と各警察署(一部幹部交番)単位に結成されている地区交通安全協会は、共に連携しながら地域の交通安全活動を行っています。同協会が開催する「交通安全こども自転車千葉県大会」、「交通安全高齢者自転車大会」等の競技会をはじめ、交通安全教育や広報・啓発活動、交通誘導等に際し、必要な指導・

支援を行い、交通指導員の指導育成に努めます。

b 安全運転管理協会

(一社)千葉県安全運転管理協会と各警察署(一部幹部交番)単位に設けられた地区安全運転管理者協議会は、職域における安全運転管理者の能力向上と運転管理の適性を図り交通事故防止等に資することを目的としています。このため、法定講習や各地区の事業所等に対する各種交通情報等の発信のほか、「無事故・無違反運動(セーフティドライバーズちば)」等の施策について、適切な指導や支援を行います。

c 交通安全母の会

交通安全母の会は、「交通安全は家庭から」の基本認識のもと、家庭、地域における交通安全を実践するために結成されたボランティア団体であり、地域の母親がお互いに連携を強めながら交通安全活動を展開しています。

このため、各自治体交通安全母の会における世代間連携による交通安全教育など各種活動を支援し、家庭、地域における交通事故防止を推進します。

d 高速道路交通安全協議会

高速道路交通安全協議会は、高速道路利用事業所等により組織され、高速道路における交通事故を防止するため、重要な役割を担っています。

高速道路における交通安全意識の普及高揚と交通事故防止を目的として、交通安全キャンペーンを積極的に実施します。

e 地域交通安全活動推進委員協議会

地域で各種交通安全活動をされるボランティアのリーダーとして、千葉県公安委員会が地域交通安全活動推進委員を委嘱しています。

地域交通安全活動推進委員に対する必要な指導、支援・研修を行うとともに、当該活動が適正かつ効果的に行われ事故防止が図られるよう指導育成に努めます。

f その他の民間団体

千葉県交通安全対策推進委員会を構成する各団体をはじめとする民間団体に対しては、交通安全指導者の育成等の事業及び諸行事に対する協力並びに交通安全活動に必要な情報提供などの支援活動を強化します。

イ 自動車製造・販売団体、ユーザー団体等の活動の奨励

シートベルトコンビンサー(※)の派遣による交通安全啓発を奨励するなど、それぞれの立場に応じた交通安全のための諸活動が、地域の実情に即して効果的かつ積極的に行われるよう働きかけを行います。

また、千葉県交通安全対策推進委員会による協力体制を強化し、こ

これらの団体と一体となった交通安全に関する活動を展開します。

## (2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

### ① 交通安全運動の推進

#### ア 期間を定めて行う運動

交通安全思想を普及させ、県民一人一人が交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより交通事故の防止を図ることを目的に、春・秋の全国交通安全運動及び夏・冬の交通安全運動等を実施し、交通事故の実態に即した広報啓発や交通指導取締りを展開します。

#### イ 日を定めて行う運動

県民が交通安全に関心を持ち、交通安全意識を高めることを目的に毎月10日を「交通安全の日」に、自転車の安全利用促進を図ることを目的に毎月15日を「自転車安全の日」に、違法駐車追放の気運を醸成することを目的に毎月20日を「クリーンロードの日」に、近年の交通事故死者数の減少傾向を確実にすることを目的に、春秋の全国交通安全運動期間中に「交通事故死ゼロを目指す日」を設定し、広報啓発や交通指導取締りを推進します。

#### ウ 年間を通じて行う運動

本計画における重点事項の「悪質・危険な運転者対策の強化」、「高齢者の交通安全対策の強化」、「自転車の安全利用対策の強化」の3項目を中心としつつ、幅広く展開します。

#### エ 市町村における活動及び推進体制の強化

交通安全運動の趣旨を県民一人一人に浸透させるため、市町村との連携を密に市町村交通安全推進協議会等交通安全推進体制の強化を図り、地域と一体となった県民運動を展開します。

### ② 交通安全に関する広報の推進

#### ア 街頭キャンペーンの実施

交通安全運動等を効果的に展開し、交通安全意識の高揚を図るため、関係機関・団体等が緊密な連携の下に、街頭や駅頭における啓発キャンペーン等を積極的に実施し、県民に対する広報に努めます。

#### イ 広報媒体の積極的活用

県民一人一人の交通安全に対する関心と意識を高め、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるため、時季にあった交通安全啓発やイベント等の情報を掲載した広報媒体を計画的かつ継続的に活用します。また、ホームページやSNSを随時更新し、親しみやすく分かりやすい情報発信に努めます。

#### ウ 交通安全団体、報道機関に対する資料、情報等の提供

民間交通安全団体の主体的活動を促進し、交通安全のための諸活動

が積極的に行われるよう、「地域別交通事故発生マップ」等の交通事故の分析に関する各種資料、情報等を提供します。

また、報道機関にも積極的に情報を提供し、広範な広報啓発を展開します。

③ シートベルト着用及びチャイルドシート使用の徹底

ア 広報活動の推進

自動車乗車中の交通事故において、いまだにシートベルトの着用及びチャイルドシートの使用が徹底されていない現状を踏まえ、関係機関・団体と一体となり、6月の「シートベルトとチャイルドシート着用推進強化月間」をはじめとした交通安全運動等あらゆる機会を通じて、その着（使）用効果及び正しい着（使）用方法についての周知に努め、全ての座席のシートベルト着用及び、チャイルドシートの使用徹底を推進するため、関係機関・団体と、交通安全運動等あらゆる機会を活用した広報啓発を推進します。

イ 普及活動の推進

a 後部座席を含めたすべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底

シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解を求め、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図るための広報啓発を推進します。

特に後部座席のシートベルトについて、着用率の向上を図るため、非着用時の致死率は、着用時と比較して格段に高くなることを引き続き周知することや、バス・タクシーにおいては運転者から旅客に対し着用を促す働きかけをすることを推進します。

b 児童を含むチャイルドシート使用に向けた普及活動の推進

チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、理解を深めるための広報啓発を推進し、正しい使用の徹底を図ります。

また、6歳以上であっても、体格等の事情により、シートベルトを適切に着用させることができない場合にはチャイルドシートを使用させることが望ましいこと等についての理解、普及及びその実践を呼び掛けるなど、広報啓発を強化します。

④ 自動車（二輪車を含む。）の安全運転の推進

ア 妨害運転（あおり運転）防止に向けた広報啓発活動の推進

妨害運転（あおり運転）を防止するため、その罰則の重さを認識するとともに、自動車の運転者が全ての交通参加者に対し、思いやりと譲り合いの気持ちを持った運転を行うことが必要であること、妨害運転を受けた場合には、安全な場所に避難し、車外に出ることなく110番通報するなどの対応、ドライブレコーダーが被害を受けたことの証明に役立ち、かつ、被害抑止にもつながること等について、ホームペ

ージ、SNS、広報紙等の各種媒体、交通情報板、各種交通安全イベントや交通安全教室等の場を効果的に活用するなど、広報啓発活動を推進します。

イ 「ながらスマホ」対策の強化

自動車運転中の携帯電話使用等による交通死亡・重傷事故が増加している状況に鑑み、スマートフォンの画面を注視したり、携帯電話で通話したりしながら運転する、いわゆる「ながらスマホ」が、道路交通法で禁止されていること、及びその危険性や交通事故実態等について広報啓発を推進するほか、運転者だけでなく、関係事業者や安全運転管理者等に対する指導教育を徹底します。

また、「ながらスマホ」の危険性を実感できる交通安全教育や関係企業と連携した具体的な危険性の周知を含めた交通安全キャンペーンを推進します。

ウ 二輪車乗車中のヘルメット及びプロテクターの正しい着用方法の周知徹底の推進

二輪車乗車中の死者の損傷部位は頭部が最も多く、次いで胸部となっており、二輪車運転者の被害軽減を図るため、顎紐をしっかり締めるなどヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用について、関係機関・団体と連携した広報啓発活動を推進するなど、頭部と胸部等保護の重要性について理解の増進に努めます。

エ 先進技術に関する正しい理解の促進

縦・横方向の運行補助機能（DCAS（※））や自動運転（※）等の先進技術について、ユーザーが過信することなく使用してもらえるような情報をはじめ、自動車アセスメント情報や、安全装置の有効性、ドライブレコーダーの普及啓発、自動車の正しい使い方、点検整備の方法、交通事故の概況等に係る情報を総合的な安全情報として取りまとめ、自動車ユーザー、自動車運送事業者、自動車製作者等の情報の受け手に応じ適時・適切に届けることや、交通安全教育を推進することにより、関係者の交通安全に関する意識を高めます。

⑤ 小型モビリティの安全対策

ア 特定小型原動機付自転車の安全利用の推進

特定小型原動機付自転車は、6キロメートル毎時の速度を超えて加速することができない構造であること等の基準を満たす特例特定小型原動機付自転車が一定の要件を満たす場合にのみ歩道通行が可能であり、それ以外の場合は歩道通行が禁止されていること、車道における左側通行の徹底、車両用信号の遵守と停止線での停止の徹底、飲酒運転の禁止といった基本的な交通ルールや自己を守るためにヘルメットの着用が効果的であること等について、関係事業者と連携して利用者に対して周知徹底を図るとともに、関係事業者が取り組むべき交通安

全対策について定めた「特定小型原動機付自転車の安全な利用を促進するための関係事業者ガイドライン」に基づく安全対策を推進します。

イ ペダル付き電動バイク等の安全対策の推進

ペダル付き電動バイクについては、電動アシスト自転車ではなく、一般原動機付自転車又は自動車に該当し、道路を通行させるにはナンバープレートを取得し、車体に表示しなければいけないほか、自動車損害賠償保険に加入しなければならないとともに、その運転には車両区分に応じた運転免許が必要であり、乗車用ヘルメットを着用しなければならないなど、一般原動機付自転車等に適用される交通ルールを遵守する必要があることについて、関係機関、販売事業者等と連携して、周知を徹底します。

また、ペダル付き電動バイクの安全な利用を確保するため、販売事業者が販売時に販売するペダル付き電動バイク等の電動モビリティの車両区分を明示することや飲食物等の配送業務を委託する事業者において、配達員がペダル付き電動バイク等の電動モビリティを配送業務に使用しようとする場合に正確な車両区分を登録させること等、「自動車又は一般原動機付自転車に該当するペダル付き電動バイク及びキックボード様の立ち乗り型電動車の交通事故を防止するための関係事業者ガイドライン」に基づき、関係事業者が取り組むべき交通安全対策の一層の推進を図ります。

⑥ その他の普及活動の推進

ア エコドライブ（※）の推進

交通安全にも役立つ環境対策として、県民に対してエコドライブの実施を呼びかける取組を推進します。

主な取組として、メディアを活用した広報啓発や、リーフレット・ステッカー等の啓発物品の配布を行います。

イ 視認性の高い服装の着用及び反射材等の普及促進（「キラリアップ☆ちば」（※））

薄暮時及び夜間・早朝における歩行者・自転車利用者の交通事故防止を図るため、交通安全教室や交通安全イベント等において、各種資機材を活用し、視認性の高い明るい色の服装の着用や反射材・LEDライトの効果について周知させるとともにこれらの普及促進を図ります。

ウ ゼブラ・ストップ活動（※）及び3（サン）・ライト運動（※）の推進

歩行者の横断歩道横断中や道路横断中の交通事故が後を絶たないことから、ゼブラ・ストップ活動及び3（サン）・ライト運動の内容の周知とその推進を図り、歩行者の交通事故抑止に努めます。

### (3) 地域でつくる高齢者交通安全対策の推進

高齢者を交通事故から守るためには、高齢者の交通安全リーダーを育成し、高齢者自身の自主的な交通安全活動を促進するとともに、家族に限らず隣近所で見守っていくことが重要です。

そこで、地域ぐるみで、交通安全を意識する機会の少ない一人暮らしや認知症の傾向がある高齢者に声をかけて保護をするなど、高齢者をケアする活動を促進します。

#### ① 高齢者を事故から守る地域づくりの推進（高齢者宅訪問活動等の高齢者の孤立化防止活動及び高齢者への情報発信の推進）

高齢者の孤立化防止活動として、県と事業者等が協定を締結し、日常業務のなかで高齢者の見守り、安否確認、生活支援など高齢者福祉に特化した地域貢献（ちばSSKプロジェクト（※））を実施します。また、関係機関や団体と連携し、交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者宅を訪問し、交通危険箇所などの交通情報の提供、交通事故に遭わないための安全教育、夜間歩行中の交通事故を防止するための反射材を提供し着用を促すなど、交通事故防止活動を実施します。

#### ② 高齢者の自主的な交通安全活動の促進

##### ア シルバーリーダー（※）の指導・育成

高齢者が安全かつ安心して生活できる交通社会を形成するためには、シルバーリーダーから教育を受けた人が次代のシルバーリーダーを担う後継者として育っていく、地域における交通安全教育の循環や自律的な交通安全教育サイクルの構築が重要です。

地域における高齢者の交通安全意識を高める交通安全リーダーを育成するため、参加・体験・実践型の研修会を実施するとともに、研修会修了者によるネットワークをつくり、交通安全に関する情報の提供や交通安全指導に関する相談・指導を行うなど、シルバーリーダーの地域での交通安全活動を支援します。

##### イ 高齢者交通安全いきいきキャンペーンの参加促進

高齢者に対して安全な交通行動に関するリーフレットに基づいた交通安全指導及び反射材の配布を行い、指定期間中の無事故を目指すことを目的として実施している「高齢者交通安全いきいきキャンペーン」により、交通事故の被害に遭いやすい高齢者の交通安全意識の高揚を図ります。

このため、より多くの高齢者に同キャンペーンへの参加を促し、高齢者の交通安全意識の更なる高揚と交通事故の防止を図ります。

#### ③ 高齢者に対する交通安全教育の推進

##### ア 高齢者交通安全教室等の開催

市町村、老人クラブ、交通安全協会等の関係機関・団体と連携して歩行シミュレーターや、俊敏性測定装置（クイックアーム）（※）等を活

用した交通安全教育を実施し、身体機能の低下が及ぼす影響について理解を促すほか、交通手段に応じた交通ルールを指導します。また、高齢者が多く集まるイベント会場や趣味の会等に直接赴き、交通安全教室を開催して交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者に対し、事故防止に関する情報を提供します。

併せて、夜間における歩行者・自転車利用者の事故防止のため、視認性の高い明るい色の服装や反射材の効果について積極的な広報に努めるなど高齢者に対する交通安全意識の高揚を図ります。

#### イ 高齢者が集まる場所における交通安全広報・教育の推進

医療施設、老人福祉施設、高齢者サークル活動の場など、高齢者が集まる場所において、交通安全講話、ポスターの掲示、交通安全教育映像の上映、反射材の配布等の交通安全広報活動を実施します。

#### ウ 高齢者の事故マップを活用した交通安全教育の推進

高齢者の交通事故を防止するため、千葉県警察ホームページに、県下の高齢者事故の発生場所を地図上に表示した交通事故発生マップを掲載するなどし、身近な場所で発生している交通事故の実態を把握してもらうとともに、交通事故防止を常に意識した行動をとることができる交通安全教育を推進します。

### (4) 自転車の安全利用の推進

#### ① 自転車の安全利用に係る広報活動の推進

自転車は、こどもから高齢者まで誰でも簡単に利用できる便利な乗り物であり、通勤・通学や配達をはじめ様々な目的で利用されています。また、運転免許を返納した高齢者の移動手段の一つとしても選ばれているところです。しかし最近、自転車の歩道での暴走やあおり運転、携帯電話等を使用しながらの走行など、交通ルールやマナーを守らない危険な走行が問題となっています。また、自転車が加害者となる事故も発生するなど、自転車の安全利用に対する社会的関心が高まっています。

「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、引き続き広く積極的に自転車の安全利用を広報啓発する必要があることから、交通安全運動等あらゆる機会に広報媒体を積極的に活用し、「ちばサイクルール」(※)の普及促進及び自転車の交通ルール遵守と正しい交通マナーの実践を図ります。また、令和8年4月施行の自転車運転者に対する交通反則通告制度(青切符)について広報活動を実施します。

#### ア 自転車安全利用キャンペーン等の実施

毎年5月に実施する「自転車月間」や毎月15日の「自転車安全の日」に関係機関・団体と連携して、「ちばサイクルール」や自転車ヘルメット着用促進キャッチフレーズ「命のお守りヘルメット」等を活用し、自転車安全利用を推進する広報啓発活動を実施します。

イ 児童及び高齢者等への交通ルールの周知

幼児から高齢者まで各年齢層を対象に、市町村、学校、交通安全協会等と連携して参加・体験・実践型の交通安全教育を推進し、「ちばサイクルール」等の普及促進を図るとともに、自転車の正しい乗り方や交通ルールの周知徹底を図ります。

また、(公財)千葉県交通安全協会主催の「交通安全こども自転車千葉県大会」、「交通安全高齢者自転車大会」を開催・支援します。特に、自転車を利用する高齢者に対しては、自転車保険の加入促進や自転車の安全利用を促進するため、(公財)千葉県交通安全協会と連携して高齢者向けの出前講座を実施します。

ウ 社会人等への広報

自転車の安全利用に関する交通安全教室を受ける機会の少ない社会人等に対し、交通安全キャンペーンを行ったり、様々な広報媒体を通じて、交通ルールやマナーを守らない危険な自転車の運転が歩行者等との重大な事故を発生させていることや自転車の交通ルールと正しい交通マナーの認知を高め、「ちばサイクルール」及び自転車運転者講習制度の周知徹底を図るほか、自転車による宅配等の需要増加を踏まえた広報を実施する必要があります。

このため、様々な広報媒体を通じて啓発を強化するとともに、市町村や関係機関・団体との連携と事業所等の協力を得て講習会等の実施を拡充し、自転車の交通ルールと正しい交通マナーの周知徹底を図ります。

エ 自転車利用者への広報啓発

駐輪場や自転車販売店などの自転車利用者が目にする機会の多い場所にポスター等を掲示するなど、より多くの自転車利用者へ届くよう広報を実施し、自転車利用者へ自転車の交通ルールと正しい交通マナーの周知徹底を図ります。

オ 他県等と連携した啓発

九都県市と連携した「九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間」の期間にキャンペーンを実施するなど、他県等とも連絡調整を図りながら広報啓発等を行うことで、より効果的に自転車安全利用対策を推進します。

② 自転車の点検整備の促進

交通安全教室実施時に自転車の自己点検における合言葉「ぶたはしゃべる(「ブ」レーキ・「タ」イヤ・反射材(「は」んしゃざい)・車体(「しゃ」たい)・「ベル」)」を活用し、日常の乗車前点検の実施及び自転車整備店における定期的な精密点検の実施を呼び掛けます。

③ 自転車安全整備制度(TSマーク制度)(※)の普及促進

自転車の安全利用の促進のため、定期的な自転車点検整備を推進する

とともに、TSマーク制度の普及促進を図ります。

④ 自転車損害賠償保険等への加入義務化の周知

学校や、県と包括連携協定を結ぶ保険会社等と連携し、チラシやホームページ等の各種媒体を活用しながら、自転車損害賠償保険等の加入義務について積極的に広報・啓発します。

また、令和4年7月に千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例により自転車損害賠償保険等への加入が義務となっていることや自転車の関係する交通事故の民事裁判において、高額の損害賠償が命じられている事例等を示す等、自転車損害賠償保険等への加入の必要性について、関係機関・団体と連携して広報啓発を行い、保険加入を促進します。

⑤ 反射材等の普及

薄暮時や夜間における交通事故を防止するため、明るい色の服装の着用や自転車の側面を含む反射材の効果と必要性について周知を図る「3（サン）・ライト運動」（※）及び「キラリアップ☆ちば」（※）を推進し、反射材の活用と早めのライト点灯及び明るい色の服装の着用を呼び掛けます。

⑥ 自転車指導啓発重点地区・路線を中心とした自転車用指導警告書（イエローカード）等による自転車利用者の指導、取締りの実施

ア 自転車用指導警告書（イエローカード）の活用

一部自転車利用者の交通違反やマナーの悪さに対する批判の声があとを絶たないことから、違反者に対しては自転車用指導警告書（イエローカード）を交付し、自転車利用者の交通ルールの遵守と正しい交通マナーの向上を図ります。

イ 悪質・危険な違反者に対する取締りの推進

交通ルールの浸透を図るため、違反者に対して積極的に指導警告を行うとともに、警告を無視し違反行為を継続する違反者や、飲酒運転、妨害運転、ながらスマホ等の悪質性・危険性の高い違反者に対する取締りを推進します。

ウ 自転車運転者講習制度の適正な運用

積極的な広報啓発活動により自転車運転者講習制度の周知を図るとともに、悪質危険な自転車運転者に対する取締りの実施や危険行為を繰り返した者に対する受講命令など、同制度を適正に運用します。

⑦ 全ての年齢層への自転車乗車用ヘルメット着用の普及促進

自転車乗車中又は同乗中の交通事故は頭部に重大な損傷を受けるおそれがあり、頭部への衝撃を減らすことができる自転車乗車用ヘルメットの着用は大変重要です。そのため、交通安全教室や交通安全イベント等において、幼児から高齢者まで全ての世代に対し、「命のお守りヘルメット」を合言葉に、自転車乗車用ヘルメットの正しい着用と効果について

広報し、着用の促進を図ります。

⑧ 幼児二人同乗用自転車の安全利用の促進

保護者等を対象とした交通安全教育において、幼児二人同乗用自転車の安全な利用方法の指導を積極的に実施します。

⑨ 自転車の交通安全教育の推進

自転車の安全利用を促進するためには、未就学児から高齢者までのライフステージごとの心身の発達状況や自転車の利用実態等を踏まえた自転車の交通安全教育を通じ、技能、知識、行動・態度を身に付けることが重要です。

そのため、自転車販売事業者やレンタルサイクル・シェアサイクル事業者、保護者・家族、学校等、雇用事業者、市町村、関係団体と連携し、国の「自転車の交通安全教育ガイドライン」（令和7年12月）で示された教育目標や教育内容、教育方法の事例（別添参照）を活用しながら交通安全教育を推進します。

**（5）段階的かつ体系的な交通安全教育の推進**

自他の生命尊重という理念の下に、交通安全に関する思想及び知識を普及し、県民が、交通事故を自らのものとして考えることや、交通安全に対する態度を身に付け、安全に配慮して行動することを目指して、市町村や関係団体等と連携を図りながら、幼児から成人に至るまで、心身の発達段階やライフステージに応じて段階的かつ体系的に交通安全教育を推進します。

① 幼児に対する交通安全教育の推進

ア 幼児に対する交通安全教育の推進

将来にわたって交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践する交通安全意識を養うため、市町村、地域、関係機関・団体等と連携した組織的かつ継続的な交通安全教育を推進します。

また、幼児だけでなく保護者等に対しても、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。

イ 家庭における広報活動等の推進

市町村、関係機関・団体のほか幼稚園等の幼児関連施設と連携・協力して、将来の交通事故防止を図るためには、幼児期から交通安全に関する意識を高め、継続した家庭教育が重要であることを認識させるとともに、家庭内での話し合いや声掛けがもたれるよう、積極的に資料提供や広報活動を行います。

ウ 幼児交通安全教育セミナーの開催

県、警察、教育委員会が連携して、幼児教育に携わる者を対象とした幼児交通安全教育セミナーを開催し、幼児交通安全教育に携わる指導者を育成することで、幼児の交通安全に対する意識の高揚を図りま

す。

#### エ 交通安全モデル園事業の実施

県と警察が連携して、幼稚園等の幼児関連施設において、翌年小学校に入学予定の年長児に対して、参加・体験・実践型の交通安全教育を繰り返し実施するとともに、教員・保育士等に対する指導要領の教育を実施し、幼児の交通安全行動の定着を図ります。

### ② 小学生に対する交通安全教育の推進

#### ア 小学校における交通安全教育の推進

家庭及び市町村、関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、歩行者、自転車利用者として必要な知識と技能を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じた具体的な安全行動が習得できるよう交通安全教育を計画的かつ継続的に実施します。

さらに、日常生活で発生している交通事故が自分にも起こりうるものであることや、交通安全に関する課題を認識し、安全な行動ができる児童を育成するため、交通安全啓発資料及び活用指導案例や交通安全学習資料を作成・配付する等、普及啓発活動の充実を図ります。

#### イ モデル地域及び拠点校による取組

安全教育・安全管理の充実を図るため、小中学校からモデル地域及び拠点校を指定し、学校安全の実践的研究を推進します。

モデル地域及び拠点校は交通安全等について研究課題に基づき研究を推進し、授業公開や研究報告書により研究の成果や課題等を広めます。

#### ウ 子供自転車免許制度の推進

道路交通の状況に応じて、安全に自転車を利用するための危険の予測や回避など、必要な技能及び交通ルール等の知識を習得させるため、参加・実践型の交通安全教室及び学科テストを実施し、受講した児童に対して自転車免許証を交付して、交通安全意識の醸成を図ります。

### ③ 中学生に対する交通安全教育の推進

#### ア 中学校における交通安全教育の推進

家庭及び市町村、関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、「ちばサイクルール」(※)をはじめとした自転車で安全に道路を通行するために必要な知識と技能を十分に習得させるとともに、交通事故発生時の対応要領等の指導を実施し、自己及び他者の安全に配慮した行動ができるよう、交通安全教育を計画的かつ継続的に実施します。

さらに、日常生活で発生している交通事故は自分にも起こりうるものであることや、交通安全に関する課題を認識し、安全な行動ができる生徒を育成するため、交通安全啓発資料と活用指導案例を作成・配付する等、普及啓発活動の充実を図ります。

イ モデル地域及び拠点校による取組

安全教育・安全管理の充実を図るため、小中学校からモデル地域及び拠点校を指定し、学校安全の実践的研究を推進します。

モデル地域及び拠点校は交通安全等について、研究課題に基づき研究を推進し、授業公開や研究報告書により研究の成果や課題等を広めます。

ウ スケアード・ストレイト教育技法による自転車交通安全教室の開催

スタントマンによるリアルな交通事故再現を取り入れた自転車交通安全教室を開催し、危険な自転車の乗り方などから発生する交通事故の危険性を理解させることにより、交通安全意識の向上等を図ります。

また、衝突事故再現の際には、自転車乗車用ヘルメットの正しい着用の仕方やヘルメットが頭部の衝撃を和らげる効果などについて説明し、ヘルメットの重要性を実感させるとともに、ヘルメット着用の努力義務化についても周知し、着用の促進を図ります。

④ 高校生に対する交通安全教育の推進

ア 高等学校における交通安全教育の推進

家庭及び関係機関・団体等と連携・協力して、自転車や二輪車の運転者として安全に道路を通行するための技能と知識を十分に習得させるとともに、登下校時の街頭での指導に生徒自らが積極的に参加するよう促し、自転車を利用する高校生の正しい交通マナー向上を図ります。

また、交通社会の一員として、交通ルールの遵守や正しい交通マナーの実践により、自他の生命を尊重するなど責任を持って行動できるような交通安全教育を推進します。

さらに、日常生活で発生している交通事故が自分にも起こりうるものであることや、交通安全に関する課題を認識し、安全な行動ができる生徒を育成するため、交通安全啓発資料及び活用指導案例を作成・配付する等、普及啓発活動の充実を図ります。

このほか、令和8年4月から、17歳6か月での普通免許等の仮運転免許取得が可能となることから、制度改正について周知を図るとともに、運転免許の取得自体は引き続き18歳以上であることから、仮運転免許期間中の違法な運転や交通事故を防止するため、関係機関と連携し、交通安全教育を行います。

イ 調査研究の推進

県内全公立高等学校及び特別支援学校高等部を対象に生徒の通学・運転免許取得・交通安全教育の状況等を調査・集計し、「交通安全教育に関する調査報告書」を作成します。

ウ モデル地域及び拠点校による取組

安全教育・安全管理の充実を図るため、モデル地域及び拠点校を指

定し、学校安全の実践的研究を推進します。

モデル地域及び拠点校は交通安全等について研究課題に基づき研究を推進し、授業公開や研究報告書により研究の成果や課題等を広めます。

- エ スケアード・ストレイト教育技法による自転車交通安全教室の開催  
スタントマンによるリアルな交通事故再現を取り入れた自転車交通安全教室を開催し、危険な自転車の乗り方などから発生する交通事故の危険性を理解させることにより、交通安全意識の向上等を図ります。  
また、衝突事故再現の際には、自転車乗車用ヘルメットの正しい着用方法や頭部の衝撃を和らげる効果などについて説明し、自転車乗車用ヘルメット着用の重要性を実感させるとともに、ヘルメット着用の努力義務化についても周知し、着用の促進を図ります。

⑤ 成人に対する交通安全教育の推進

- ア 社会人への講習会等の開催  
地域、職場における各種講習会や「動画KYT（危険予測トレーニング）」等の資機材を活用した参加・体験・実践型の交通安全教室を実施し、悪質性・危険性の高い運転を防止するための自主的な安全行動と交通安全に対する意識付けを図ります。  
また、自転車の危険な運転が社会問題化していることや、自転車による宅配等の需要増加を踏まえ、自転車運転者講習制度のほか、「ちばサイクルール」（※）等を周知することにより、自転車乗車用ヘルメット着用の促進、自転車の点検・整備、自転車損害賠償保険等への加入促進等の自転車の安全利用を促進します。

イ 公民館等の社会教育施設における活動の推進

生涯学習センターや青少年教育施設等の社会教育施設で交通安全に関するチラシやリーフレットの掲示や配架を通じて交通安全に対する意識を高めます。

⑥ 障害のある人に対する交通安全教育の推進

- ア 障害のある人に対する交通安全教育の推進  
交通安全のための必要な知識及び技能の習得のため、特別支援学校及び福祉作業所等において、障害の程度に応じ、きめ細かい交通安全教育を推進します。
- イ 電動車椅子利用者に対する交通安全教育  
各種交通安全教室や交通安全イベント等を通じ、関係機関・団体と連携して、電動車椅子利用者に対する交通安全教育を実施するほか、事故実態や正しい利用方法について広報します。
- ウ 福祉車両運転者等に対する交通安全教育  
福祉車両等を保有する企業等に対して、交通安全講話等の交通安全教育を推進します。

⑦ 外国人に対する交通安全教育の推進

在留外国人や日本国籍を有しながらも日本以外の多様な言語や文化的背景などを有する方に対して、外国人コミュニティや日本語学校等での外国人向けの交通安全教育を推進するとともに、事業者や関係機関等に対して外国人向けの交通安全教育を行うよう働き掛けます。また、運転免許証の更新時、運転免許証の交付までの待ち時間等を活用して外国人向けの啓発動画の放映、リーフレットの配布等による交通安全教育を実施するよう努めます。

訪日外国人に対しては、レンタカー事業者等関係機関と連携し、訪日外国人による交通事故の特徴や自国の交通ルールとの相違点を中心とした日本の交通ルールの周知を徹底します。

加えて、外国人の交通安全意識を醸成するため、地域の交通安全活動に、外国人コミュニティや居住する外国人の参加を促し、その取組を支援する活動を推進します。

(6) 効果的な交通安全教育の推進

① 交通安全教育指導者の育成

幼児から高齢者に至るまでの年齢に応じた段階的かつ体系的な交通安全教育及び障害のある人等に対する適切な交通安全教育を継続して実施するため、県、市町村、警察、学校、関係民間団体等が連携を図り、交通安全モデル園事業や幼児交通安全教育セミナー、教職員を対象とする各種研修会を開催し、交通安全教育指導者の育成を図ります。

② 交通安全教育推進の支援

ア 交通安全ライブラリー

交通安全教育用DVD等を備え置き、県民及び教育機関、企業、市町村等に貸出し、映像と音声による分かりやすい交通安全教育を支援します。

この制度を周知するためホームページや広報紙等に掲載し、利用率の向上を図ります。

イ 交通安全教育推進員の派遣

事業所、学校、こども会、町内会、老人クラブ、ドライバー講習会等で自主的な取組として交通安全教育を開く際、対象者に合わせて経験豊富な千葉県交通安全教育推進員を派遣します。

ウ 交通安全教育担当者の派遣

学校、事業所等における交通安全教育をはじめ、地域における交通安全広報活動等に交通安全教育担当者を派遣し、交通安全教育用信号機、横断マット、自転車シミュレーター等の交通安全教育補助機材を活用した効果的な交通安全教育を実施します。

エ 参加・体験・実践型の交通安全教育への支援

各種イベントやキャンペーン等において、動画KYT（危険予測トレーニング）、ドライビングシミュレーター、自転車シミュレーター等の交通安全教育資機材を活用し、能動的な交通安全教育が行われるよう支援します。